

地域医療構想における中津市民病院の増床を求める意見書

我が国では、世界に類を見ない少子高齢化・人口減少社会を迎えており、平成37年いわゆる団塊の世代が75歳以上となる時点で、医療や介護を必要とする高齢者が増加し、平成42年頃まで増え続けるものと推測されている。

そのような状況の中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質で適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築することが喫緊の課題となっている。

一方で、世代間の負担の公平性を高めながら、子や孫の世代まで、安心して医療・介護サービスを受けられる国民皆保険制度を将来にわたって維持できるよう、その持続可能性を高めていかなければならない。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）の施行に伴い、改正された医療法の規定により、大分県は地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を地域医療構想として医療計画の一部と位置づけ策定を進めている。

この地域医療構想は、医療圏ごとの医療機能の現状や高齢化の進展を含む地域の将来的な医療ニーズの客観的データに基づく見通しを踏まえたうえで、将来におけるその地域にふさわしいバランスのとれた医療提供体制を示すものである。

具体的には、急性期や慢性期等の病床の有する医療機能に着目し、平成37（2025）年における病床の機能区分ごとの病床数の必要量や居宅等における医療の必要量等について定めるとともに、その達成に向けた施策の方向性を盛り込んでいる。

この施策の中で大分県北部医療圏の必要病床数として、平成26年の現状（病床機能報告）2479床に対して、団塊の世代が75歳になる平成37年には1676床に病床の削減が盛り込まれている。

大分県北部医療圏の中に位置する、中津市民病院についても同様の扱いとなり、病床削減のターゲットになるのではないかと危惧をしている。

中津市民病院は大分県の北部医療圏としての機能のほかに、独自の医療圏として福岡県東部を含む24万人の医療圏として、北部医療圏外からの流入があり、現在でも100パーセントに近い病床稼働率を示している。さらに、今後の診療科の充実により、現在、大分県中部・東部医療圏や北九州方面へ流出している患者の呼び戻しなどにより、病床の必要性は更に高まっていくものと推測している。

以上のことから、中津市議会として地域医療構想の策定にあたっては、病床の削減だけではなく、増床の必要性も含めて十分検討されることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 6月23日

大分県中津市議会

【提出先】

大分県知事 広瀬 勝貞 様